

第48回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

連 結 注 記 表

個 別 注 記 表

(2021年5月1日から2022年4月30日まで)

ヤーマン株式会社

上記の事項については、法令および当社定款第19条の規定に基づき、インターネット上の当社企業情報サイト (<https://www.ya-man.co.jp/>) に掲載することにより株主様に提供しております。

業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 決議の内容の概要

当社は、会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める内部統制システムの整備に関する基本方針を以下のとおり定めており、本基本方針及び法令、社内規程に従い業務を遂行することにより、業務の適正を確保しております。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a 取締役は、法令・社内規則等を遵守することを宣誓し、コンプライアンス体制の整備に努めるものとする。重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、コンプライアンス統括部門及び監査役に報告し、適切な対策を講じる。
- b 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。
- c 内部監査室は、内部統制システムの整備・運用状況を監査し、必要に応じてその改善を促す。
- d 通報者の保護を徹底した内部通報制度を充実する。
- e 反社会的勢力対応規程に基づき、反社会的勢力による不当要求に対し、警察及び警視庁管内特殊暴力防止対策連合会とも連携し毅然と対応していく。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a 取締役は、議事録、会議録、稟議書、契約書、計算書類その他の重要な文書を関連資料とともに保管し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- b 文書管理規程を整備し、情報を有効に活用する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a 取締役は、リスク管理規程に基づき定期的にビジネスリスクを検討・評価し、損失のリスクの管理のため必要な体制（リスクの発見・情報伝達・評価・対応の仕組み等）の整備・運用を行う。
- b リスク管理統括部門は、全社のリスクを統括し、リスクの内容に応じて責任部署を設定し、具体的な対応策を策定する。
- c 財務報告の正確性と信頼性を確保する観点から、関連する業務プロセスの特定及びリスクの評価を行い、文書化並びに統制活動の実施状況を定期的に確認する。

④ **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- a 取締役会は、取締役の職務分掌を定め、各取締役が責任を持って担当する領域を明確にする。各取締役は、各部門の事業計画及び予算申請を踏まえ、必要な経営資源の配分の決定又は見直しを行い、当社全体の効率的な運営を確保する。
- b 取締役及び使用人による意思決定と業務執行についての権限と責任を明確にするため、職務権限及び職務分掌に関する規程を整備する。

⑤ **使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

- a 取締役は、使用人に対して法令・社内規則等の周知を図り、その遵守を徹底する。取締役は、使用人の職務権限を定め、使用人の責任と権限を明確にし、以て業務執行の責任体制を確立する。
- b コンプライアンス統括部門は、社内のコンプライアンス教育を実施し、コンプライアンスに係る相談ができる仕組みを作る。
- c リスク管理統括部門は、各部署の日常的な活動状況におけるリスクを把握し、会社の抱えるリスクを管理する。
- d 法務部門は、当社の事業に適用される法令等を識別し、その内容を関連部署に周知徹底する。

⑥ **次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という）における業務の適正を確保するための体制**

- a 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ・当社は、当社が定める関係会社管理規程に基づき、子会社の経営内容を的確に把握するため、必要に応じて関係会社会議の実施及び関係資料等の提出を求める。
 - ・当社は子会社に対し、子会社がその経営成績、財務状況その他の重要な情報について当社に報告するため、子会社の取締役会に当社の取締役又は使用人が出席することを求める。
- b 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社は、当社グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規程を策定し、同規程において子会社にリスク管理を行うことを求めるとともに、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
 - ・リスク管理統括部門は、子会社を含めたリスクを管理し、グループ全体のリスク管理推進に関わる課題・対応策を審議する。

- c 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため、子会社管理の基本方針及び運用方法を策定する。
 - ・当社は、子会社の事業内容や規模等に応じて、取締役会非設置会社の選択を認めるなど、子会社の指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を整備させる。
- d 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社は、子会社に、その取締役及び使用人が当社の「企業倫理」に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努める体制を整備させる。
 - ・当社は、子会社に、その事業内容や規模等に応じて、適正数の監査役を配置する体制を整備させる。
 - ・当社は、子会社に、監査役が内部統制システムの整備・運用状況を含め、子会社の取締役の職務執行を監査する体制を整備させる。
 - ・当社は、子会社に、法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るため当社の内部通報制度を利用する体制を整備させる。

⑦ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役補助使用人の設置については、適材配置の視点から中期的な人事計画で検討することとし、当面は次のとおり対応する。

- a 監査役並びに監査役会事務局の庶務事項は、管理本部内に専任スタッフを配置する。
- b 監査補助業務は、監査役からの要請事案に関し、管理本部長の指示に基づき、管理本部のスタッフが対応する。

⑧ **上記使用人の取締役からの独立性に関する事項**

- a 管理本部長は、監査役からの監査補助業務の要請に対し、要員を確保し、監査役の指揮下において当該業務に専任する。
- b 管理本部スタッフによる監査補助業務の履行状況の評価は、監査役会が行い、管理本部長に報告する。

⑨ **監査役の上記使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底する。

⑩ **次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制**

a 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

- ・取締役は、監査役を取締役会をはじめとする重要な会議への出席権限を保証する。
- ・取締役及び使用人は、監査役に対し、業務又は財務に重大な影響を及ぼす恐れのある法律上又は財務上の諸問題、規制当局からの命令その他著しい損害を及ぼす恐れのある事実について、発見次第直ちに報告する。また、取締役及び使用人は、監査役からその業務執行に関する事項の報告を求められた場合、速やかに当該事項につき報告する。

b 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

- ・子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- ・子会社の取締役、監査役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の管理本部へ報告を行うか、又は内部通報制度に基づいて通報する。
- ・当社内部監査室は、定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。
- ・内部通報制度の担当部門は、当社グループの取締役、監査役及び使用人からの内部通報の状況について、通報者の匿名性に必要な処置をしたうえで、定期的に当社取締役、監査役及び取締役会に対して報告する。

⑪ **上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、監査役への報告を行った当社グループの取締役、監査役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役、監査役及び使用人に周知徹底する。

- ⑫ **監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**
- a 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
 - b 監査役がその職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。
- ⑬ **その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制**
- a 監査役は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的な会合をもつ。
 - b 監査役は、内部統制システムの有効性を評価するうえで、内部監査室及び会計監査人と連携する。
 - c 監査役は、会計監査人を監督するとともに、随時会計監査人より会計に関する報告を受ける。
 - d 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを任用することができる。
 - e 取締役は、監査役が必要と認めた重要な使用人に対する調査にも協力する。

(2) 体制の運用状況の概要

当社は、上記業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、次のとおりです。

- ① **コンプライアンス、リスク管理体制等**
コンプライアンス統括部門の主導により、事業に関連する法令の研修等を実施し、コンプライアンスの徹底に努めております。
なお、2020年3月31日に消費者庁から景品表示法に基づく措置命令を受けたことを踏まえて、使用人の職務の執行が法令に適合することを徹底するため、年2回の景品表示法と薬機法に関する研修とテストの実施や外部セミナーへの参加、四半期毎の広告コンプライアンス会議の開催、試験実施基準や広告制作フロー等の見直しによるチェック機能の強化を図り、適切な体制を確立しております。
また、社内外に内部通報窓口を設置しており、周知徹底して運用しております。
- ② **法改正等に伴う諸規程の見直し**
法改正及び雇用形態の多様化に対応するため、諸規程を整備し運用しております。
- ③ **グループ管理体制**
当社取締役会や会議等の場を通じて毎月子会社の担当者から経営状況等の報告を受け、現状を把握できる体制となっております。

④ **監査役への報告体制**

当社の内部監査室員は内部監査室が行った監査結果について年6回、また、当社のコンプライアンス責任者は「当社グループ内部通報・相談窓口」の通報・相談状況について、通報者の匿名性を確保した上で、通報実績の有無も含めて、四半期毎に年4回取締役会で定例報告を実施するほか、緊急性のあるものについては、遅滞なく監査役に報告を行っております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称
すべての子会社を連結しております。
また、当社は、当連結会計年度において雅萌(上海)美容科技有限公司を設立し、新たに連結の範囲に含めております。

連結子会社の数	3社
連結子会社の名称	LABO WELL株式会社、 YA-MAN U.S.A LTD.、 雅萌(上海)美容科技有 限公司
2. 持分法の範囲に関する事項
 - (1) 持分法を適用した関連会社の数及び主要な関連会社の名称
すべての関連会社に持分法を適用しております。

関連会社の数	2社
関連会社の名称	MACHERIE BEAUTY TECHNOLOGY CO.,LTD. 株式会社エフェクティム

 - (2) 持分法の適用の手続きについて特に記載する必要があると認められる事項
持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の仮決算に基づく財務諸表を使用しております。
3. 会計方針に関する事項
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
 その他有価証券
 市場価格のない株式等以外のもの
 時価法
 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 市場価格のない株式等
 移動平均法による原価法
 - ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 商品、製品、原材料、仕掛品
 総平均法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
 貯蔵品
 最終仕入原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
 - ③ デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価基準及び評価方法
 時価法

- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産(リース資産を除く)
 定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法)
 - ② 無形固定資産(リース資産を除く)
 定額法
 なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
 - ③ リース資産
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金
 当社は、従業員への賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- (4) 収益及び費用の計上基準
 製品又は商品の販売に係る収益は、顧客との販売契約に基づいて製品又は商品を引渡す一時点において履行義務が充足されると判断し、当該製品又は商品について受け取ると見込まれる金額で認識しております。
 なお、収益認識適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品又は商品の販売において、出荷時から当該製品又は商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

重要な会計上の見積り
(繰延税金資産)

過去の業績及び翌連結会計年度以降の利益計画を基礎として将来の課税所得を合理的に見積もり、回収可能性を判断した上で計上しております。
当連結会計年度の計上額は、513,451千円であります。

固定資産の減損

事業用資産については、会社ごとの資産が一体になってキャッシュ・フローを生成していることから、各社

で1つの資産グループとし、遊休資産については、個別資産ごとにグルーピングを行っております。資産グループごとに将来割引キャッシュ・フローを合理的に見積もり、その回収可能性を検討したうえで、固定資産の減損の兆候の有無を判定しております。当連結会計年度の連結貸借対照表に計上した有形固定資産は541,324千円、無形固定資産は624,268千円であります。なお、当連結会計年度における減損損失の計上はありません。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、有償支給取引については買戻し義務のある支給品について消滅を認識しない方法に、返品調整引当金については売上高を認識しない方法に、他社が運営するポイントプログラムにおいて第三者のために回収する金額については売上高から控除する方法に、それぞれ変更を行っております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当連結会計年度の連結計算書類への影響は軽微であります。

また、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。

また、新たに返品資産を「流動資産」の「その他」に、「流動負債」に表示していた「返品調整引当金」「ポイント引当金」及び売掛金から控除していたリポートについては、返金負債及び契約負債として「流動負債」の「その他」に含めて表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

なお、これによる連結計算書類への影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症拡大が経済活動に与えた影響は、ワクチン接種の普及やウィズコロナのライフスタイルの確立によって緩やかに回復に向かっており、今後もこの傾向は続いていくものと想定しております。

当連結会計年度の連結計算書類の作成に当たっては、上記の仮定の下、会計上の見積りを行っております。

ただし、現時点で入手できる客観的な情報には限りがあり、今後の感染症拡大の状況によっては、当社の翌連結会計年度の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(表示方法の変更)

連結損益計算書

ファクタリングを利用した際の手数料について、従来「営業外費用」の「売上割引」として表示していましたが、より適切な表示とするため、科目名を「売上債権売却損」に変更しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	40,139千円
土地	153,865千円
計	194,004千円

(2) 担保に係る債務

支払手形(信用状)	488,925千円
1年内返済予定の長期借入金	384,000千円
長期借入金	810,000千円
計	1,682,925千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,396,114千円

(連結損益計算書に関する注記)

損失負担金

当社は、製造委託先の部品在庫処分にあたって、関係性の維持のために応分の負担を行うこととし、当該金額を特別損失として計上しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 58,348,880株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年7月29日 定時株主総会	普通株式	346,633	6.30	2021年4月30日	2021年7月30日
2021年12月14日 取締役会	普通株式	110,042	2.00	2021年10月31日	2022年1月5日
計		456,676	-		

(注) 2021年7月29日定時株主総会決議の1株当たり配当額には、特別配当4.50円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの2022年7月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年7月28日 定時株主総会	普通株式	357,637	利益剰余金	6.50	2022年4月30日	2022年7月29日

(注) 1株当たり配当額には、特別配当4.50円が含まれております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については定期預金を中心に、一部を安全性の高い投資信託にて運用し、資金調達については、銀行借入等によっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクについては、当社グループの与信管理規程に従い、その低減を図っております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに未払金は、1年以内に支払期日の到来するものであります。このうち、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクについては、為替予約を利用するなどしてその低減を図っております。

借入金は主に営業取引に係る資金調達によるものであります。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されておりますが、定期的に市場金利の状況を把握することにより、金利変動リスクを管理しております。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループではグループ全体の資金計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権のうち41.2%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年4月30日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
長期借入金	1,954,000	1,951,566	△2,433

(注) 1. 現金及び預金、受取手形、売掛金及び契約資産、未収入金、支払手形及び買掛金、未払金は、いずれも短期間で決済されるため時価はほぼ帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

2. 長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規調達を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっております。

3. 市場価格のない株式等については、上表には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額(千円)
投資有価証券	300,000

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項
 金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品該当事項はありません。
- (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	1,951,566	-	1,951,566
合計	-	1,951,566	-	1,951,566

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規調達を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント					その他	合計
	通販部門	店販部門	直販部門	海外部門	計		
売上高	5,202,558	8,398,828	11,566,164	14,522,404	39,689,955	1,253,238	40,943,193
顧客との契約から生じる収益	5,202,558	8,398,828	11,566,164	14,522,404	39,689,955	1,253,238	40,943,193
その他の収益	-	-	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	5,202,558	8,398,828	11,566,164	14,522,404	39,689,955	1,253,238	40,943,193

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

- (1) 契約資産及び契約負債の残高等
 契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (千円)
契約負債 (期首残高)	166,879
契約負債 (期末残高)	138,663

(2) 残存履行義務に配分した取引価額

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	401円54銭
1株当たり当期純利益	101円54銭

(その他)

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ① 子会社株式、関連会社株式
移動平均法による原価法
 - ② その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法
 - (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - ① 商品、製品、原材料、仕掛品
総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - ② 貯蔵品
最終仕入原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - (3) デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価基準及び評価方法
時価法
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法）
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法
なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員への賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
4. 収益及び費用の計上基準
製品又は商品の販売に係る収益は、顧客との販売契約に基づいて製品又は商品を引渡す一時点において履行義務が充足されると判断し、当該製品又は商品について受け取ると見込まれる金額で認識しております。
なお、収益認識適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品又は商品の販売において、出荷時から当該製品又は商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

重要な会計上の見積り (繰延税金資産)

過去の業績及び翌事業年度以降の利益計画を基礎として将来の課税所得を合理的に見積もり、回収可能性を判断した上で計上しております。
当事業年度の計上額は、833,320千円であります。

固定資産の減損

事業用資産については、会社全体の資産が一体になってキャッシュ・フローを生成していることから1つの資産グループとし、遊休資産については、個別資産ごとにグルーピングを行っております。
資産グループごとに将来割引キャッシュ・フローを合理的に見積もり、その回収可能性を検討したうえで、固定資産の減損の兆候の有無を判定しております。
当事業年度の貸借対照表に計上した有形固定資産は537,362千円、無形固定資産は624,190千円であります。
なお、当事業年度における減損損失の計上はありません。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、有償支給取引については買戻し義務のある支給品について消滅を認識しない方法に、返品調整引当金については売上高を認識しない方法に、他社が運営するポイントプログラムにおいて第三者のために回収する金額については売上高から控除する方法に、それぞれ変更を行っております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当事業年度の計算書類への影響は軽微であります。

また、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。

また、新たに返品資産を「流動資産」の「その他」に、「流動負債」に表示していた「返品調整引当金」「ポイント引当金」及び売掛金から控除していたリベートについては、返金負債及び契約負債として「流動負債」の「その他」に含めて表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

なお、これによる計算書類への影響はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症拡大が経済活動に与えた影響は、ワクチン接種の普及やウィズコロナのライフスタイルの確立によって緩やかに回復に向かっており、今後もこの傾向は続いていくものと想定しております。

当事業年度の計算書類の作成に当たっては、上記の仮定の下、会計上の見積りを行っております。

ただし、現時点で入手できる客観的な情報には限りがあり、今後の感染症拡大の状況によっては、当社の翌事業年度の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(表示方法の変更)

損益計算書

ファクタリングを利用した際の手数料について、従来「営業外費用」の「売上割引」として表示していましたが、より適切な表示とするため、科目名を「売上債権売却損」に変更しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	40,139千円
土地	153,865千円
計	194,004千円

(2) 担保に係る債務

支払手形(信用状)	488,925千円
1年内返済予定の長期借入金	384,000千円
長期借入金	810,000千円
計	1,682,925千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,389,824千円

3. 関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権	159,136千円
短期金銭債務	3,650千円

4. 保証債務

子会社LABO WELL株式会社の金融機関に対する信用状の決済資金に対する債務保証	13,946千円
---	----------

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	1,158,682千円
仕入高	22,367千円
営業取引以外の取引による取引高	
業務委託料収入	42,122千円

2. 損失負担金

当社は、製造委託先の部品在庫処分にあたって、関係性の維持のために応分の負担を行うこととし、当該金額を特別損失として計上しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首 株式数 (株)	当事業年度 増加 株式数 (株)	当事業年度 減少 株式数 (株)	当事業年度 末株式数 (株)
普通株式	3,327,668	—	—	3,327,668

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	92,195千円
賞与引当金	24,524千円
返金負債	49,998千円
一括償却資産	4,356千円
棚卸資産評価損	26,245千円
未払賞与	4,771千円
未払費用	203,878千円
減価償却超過額	15,526千円
資産除去債務	14,303千円
長期前払費用	54,375千円
土地	10,927千円
子会社株式	343,018千円
その他	8,250千円
繰延税金資産合計	<u>852,644千円</u>
繰延税金負債	
返品資産	<u>△19,323千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△19,323千円</u>
繰延税金資産純額	<u>833,320千円</u>

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	YA-MAN U.S.A LTD.	所有 直接 100.0%	役員兼任 経営管理	増資の引受(注1)	115,590	—	—
子会社	雅萌(上海)美容科技有限公司	所有 直接 100.0%	当社従業員の役員兼任 経営管理	増資の引受(注1)	153,023	—	—
関連会社	MACHERIE BEAUTY TECHNOLOGY CO.,LTD	所有 直接 35.0%	当社従業員の役員兼任	増資の引受(注2)	254,523	—	—

(注) 1. 当社が全額引き受けたものであります。

2. 当社が総額の35%を引き受けたものであります。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報については、連結注記表(収益認識に関する注記)に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	404円55銭
1株当たり当期純利益	101円74銭

(その他)

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。